

## 2. 「若年者支援」の拡充と課題

### 学習のポイント

不登校、ひきこもり支援の歴史をひもときながら、今日の若年者自立支援の土台となった民間団体の自立支援手法を見ていきましょう。

こうした支援手法をもとにしながら、2003年以降、さまざまな施策がとられてきました。そして、2009年「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、2010年より施行されるにいたりしました。この流れを見ながら、「子ども・若者育成支援推進法」で中核を担うことが期待される地域若者サポートステーションの概要と、その役割を理解していきましょう。

### 若年者支援における民間支援機関の役割

若年者に関わる問題が、国の施策となり、社会問題としてクローズアップされてきたのは2003年以降のこと。それまで積極的に若年者の自立支援を行ってきたのは、不登校やひきこもりを支援する民間団体でした。

不登校の人々を支援する団体としては、フリースクールやフリースペースなどがあげられます。しかし、団体まで通える人々、学齢期にある人々(子ども)を対象にしているため、家から出られない人々、学齢期を超えた10代後半以降の人々は「ひきこもり支援団体」を頼るしかありませんでした。

公共の場所も、本人が就学年齢にあれば学校や児童相談所へ、20代以降でも明らかに精神的疾患が認められれば、医療機関や保健所、精神保健センターに行くことができましたが、就学年齢でもなく、精神的疾患も認められない多くの若年者は、どこにも相談する場所がなかったのです。

そこで、「ひきこもり支援」を行っていた民間支援機関(共同生活型施設を中心に通所型施設など)は、積極的に若年者に対する支援をはじめました。しかし、徐々に支援対象者が高齢化していく問題に突きあたります。しかも、P12の図1-1-4「ひきこもり状態になったきっかけ」を見てもわかるように、仕事・就職をきっかけにひきこもった若者もたくさんいるのです。

—20代を超えた若者たちが、ひきこもりを脱出したあとも、社会的に自立していけるように支援しなければならないのではないか—このような考えのもと、各支援機関が独自に「自立支援」を行なうようになりました。

現在、行政が行なっている「若年者自立支援」は、これまで民間支援機関が若者のニーズに応じて、経験を積み重ね、確立していった支援手法が使われています。

### 民間支援機関の自立支援手法

行政が本格的に乗りだすまで、若年者自立支援を行ってきたのは、民間の支援機関でした。まったく家から出られない人、家族とならコミュニケーションできるが家族以外に対人関係のない人、何度か離職を繰り返し社会との接点を失ってしまった人……など、多様な問題を抱える人々を支援していくために、民間支援機関はさまざまな支援プログラムを作り出してきました。

しかし、ひきこもりの若者は家庭内に存在していて外部からはなかなかその実態がつかめなかったこと、ひきこもり問題は子育てやしつけなど家庭内のプライベートな問題だととらえられていたことなどから、公的な支援が行なわれず、一部の民間支援機関のみが支援するという状況が続きました。

民間支援機関は代表者の価値観によってそのミッ

ションや考え方が異なっていたため、横のつながりに乏しく、他機関の支援プログラムを参照することも、内容を検討することもほとんどなく、ほぼ各自が各自のやり方で経験を積み重ねながら、独自の手法を確立していきました。そのため、各民間支援機関の手法はさまざまで、なかなか一般化することが難しくなっています。たとえば、「働く」ことをめざしたプログラムが豊富にある機関もあれば、利用者同士がコミュニケーションを取りあうことを第一義として、あえてカリキュラムをいっさい作らないという機関もあります。

行政が若年者自立支援に乗り出しはじめた現在になってやっと、民間支援機関が培ったノウハウを参照しながら、一般化・平準化の機運が高まってきているところです。

図1-2-1 民間支援機関が行なう主な支援手法

